

# 尾花沢市中期財政計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年5月

尾花沢市

## **1. 中期財政計画策定の目的**

本市では、現在、第7次尾花沢市総合振興計画に掲げる本市の将来像『このまちでともに生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢』を実現するため、各種施策に取り組んでおりますが、今後も各種施策を推進していくためには、持続可能な行財政運営を着実に進めていかなければなりません。

そのためには、現在の財政状況を的確に把握し、現有する情報を基に今後の財政に関する見通しを立て、その内容を市民の方々と情報共有しながら、健全な財政運営を維持していく必要があります。

このようなことから、この中期財政計画は、

- ・本市の財政状況、今後の財政の見通しについて市民の方々と情報共有を図ること
  - ・持続可能な財政運営を維持していくための指針として活用すること
- を目的として策定するものです。

## **2. 対象会計**

対象会計は、尾花沢市一般会計とします。

## **3. 対象期間**

対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## **4. 計画の位置付け**

予算編成にあたっての指針とします。

※この計画は、最新の決算額・予算額等を反映させながら、毎年、見直しを図ることとします。

## 5. 計画策定にあたっての前提条件

### (1) 歳入

#### ①市税

過去の人口・市税の推移を考慮して計上。

#### ②普通交付税

これまでの実績額と既借入分の地方債・今後借入見込みの地方債償還額に基づく関連項目(事業費補正・公債費)、学校統合に伴う関連項目(学級数・学校数)を考慮して試算。

#### ③特別交付税

記録的小雪となった令和5年度の交付水準を考慮して計上。

#### ④国庫支出金

これまでの実績額と今後予定している投資的経費の財源内訳を考慮して計上。

#### ⑤県支出金

これまでの実績額と今後予定している投資的経費の財源内訳を考慮して計上。

#### ⑥繰入金

《ふるさと尾花沢応援基金繰入金》

ふるさと納税の経費分及び充当事業分の繰入を計上。加えて、大規模事業(統合小学校建設事業・ごみ処理施設整備事業)着手時に必要額を計上。

《公共施設整備等基金繰入金》

大規模事業(統合小学校建設事業・ごみ処理施設整備事業)着手時に必要額を計上。

《減債基金繰入金》

公債費増加時に必要額を計上。

《財政調整基金繰入金》

令和9年度以降、形式収支が1億円となるよう必要額を計上。

#### ⑦繰越金

令和9年度以降、1億円で計上。(財政調整基金繰入金により調整)

#### ⑧寄附金

直近の決算額を踏まえ、ふるさと尾花沢応援寄附金17億円を計上。

#### ⑨地方債

基本とする投資的経費に大規模事業を加え、財源内訳を精査した上で必要額を計上。

※上記に記載の無い項目については、直近の決算額・予算額を踏まえて計上。

## (2)歳 出

### ①人件費

新規採用者数、退職者数の動向、人事委員会勧告の状況等を考慮して見込額を計上。

### ②公債費

既借入分の地方債・今後借入見込みの地方債に基づく償還額を計上。

### ③物件費

直近の決算額・予算額を踏まえつつ、物価高騰の状況、ふるさと納税の経費等を加味して計上。

### ④維持補修費

直近の決算額・予算額を踏まえつつ、施設の老朽化等を加味して計上。

### ⑤補助費等(一部事務組合)

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合における「ごみ処理施設整備事業」について、構成自治体が地方債(建設負担金分)を発行する想定で計上。

### ⑥積立金

《ふるさと尾花沢応援基金積立金》

ふるさと尾花沢応援寄附金と同額を計上。

《財政調整基金積立金》

実質収支の2分の1を計上。

### ⑦投資的経費

基本とする投資的経費に大規模事業(統合小学校建設事業)を加えて計上。

※上記に記載の無い項目については、直近の決算額・予算額を踏まえて計上。

## 6. 中期財政計画(令和8年度～令和12年度)

### 歳入

(単位:百万円)

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
市税	1,745	1,724	1,724	1,723	1,703
地方譲与税	119	119	119	119	119
各種交付金	546	546	546	546	546
地方特例交付金	48	48	48	48	48
普通交付税	4,344	4,526	4,577	4,590	4,596
特別交付税	790	790	790	790	790
交通安全対策特別交付金	2	2	2	2	2
分担金及び負担金	214	214	214	214	214
使用料及び手数料	61	61	61	61	61
国庫支出金	2,263	1,332	1,296	1,281	1,386
県支出金	905	1,003	1,003	1,003	1,003
財産収入	13	13	13	13	13
繰入金	2,279	2,068	2,187	1,992	1,714
繰越金	447	613	100	100	100
寄附金	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710
諸収入	174	174	174	174	174
地方債	3,510	2,233	3,179	2,704	1,271
計	19,170	17,176	17,743	17,070	15,450

### 歳出

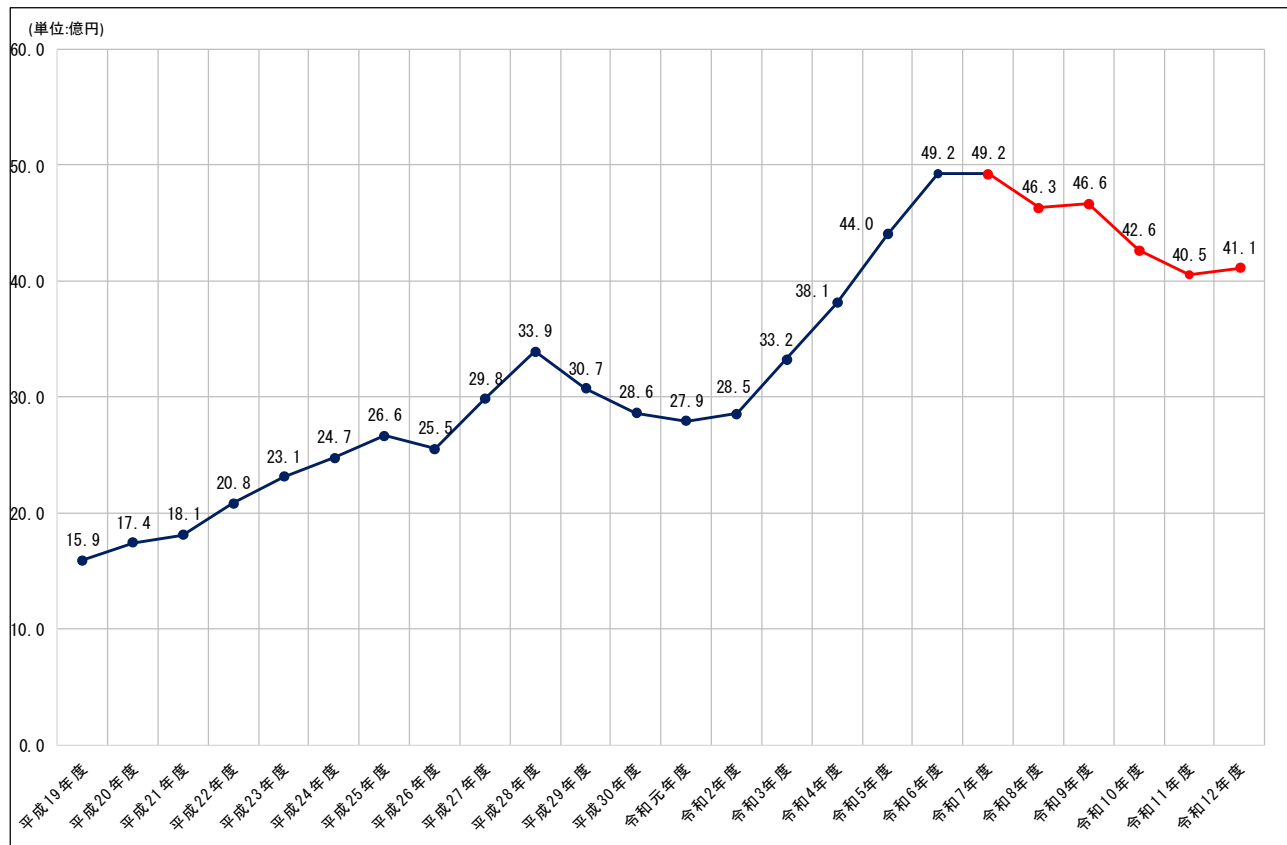
区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	2,561	2,587	2,613	2,639	2,665
扶助費	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
公債費	1,575	1,766	1,856	1,906	1,928
物件費	1,935	1,929	1,933	1,767	1,771
維持補修費	611	614	617	620	623
補助費等(一部事務組合)	667	1,249	3,083	2,544	681
補助費等(その他)	2,196	2,181	2,167	2,135	2,142
積立金	1,987	2,102	1,782	1,782	1,782
投資及び出資金、貸付金	85	85	85	85	85
繰出金	976	989	1,000	1,009	1,020
投資的経費	4,504	2,114	1,047	1,023	1,193
計	18,557	17,076	17,643	16,970	15,350

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 支	613	100	100	100	100

※1. 補助費等(一部事務組合)の数値が令和9～11年度で増加しているのは、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合にて実施する「ごみ処理施設整備事業」に伴う建設負担金の増加によるものです。

※2. 投資的経費において、令和8～9年度の数値が令和10～12年度と比較して大きい要因は、「統合小学校建設事業」によるものです。

## 7. 年度末基金残高の推移



※平成19年度から令和6年度までは決算額。令和7年度以降は見込額。

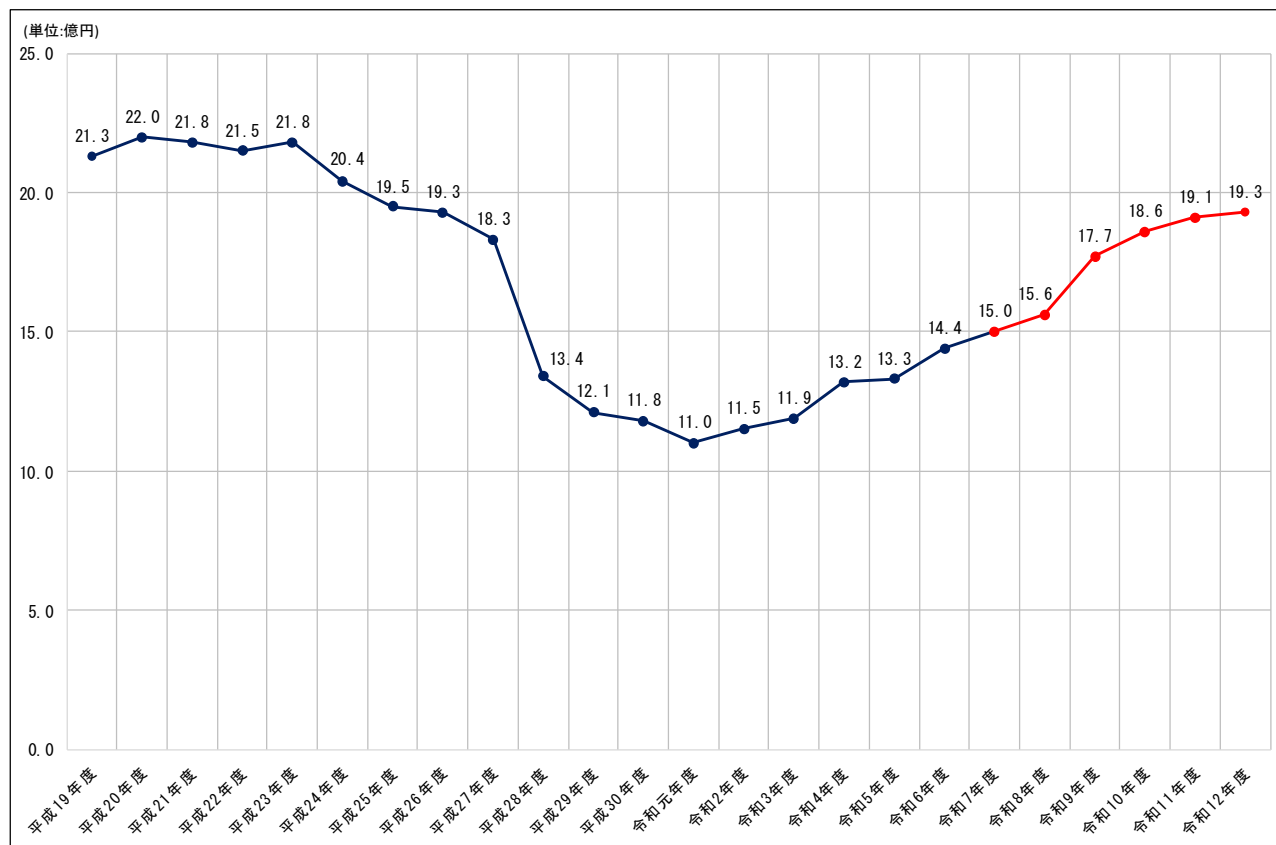
年度末の基金残高については、令和3年度から令和6年度までの4年間で約20億7千万円を積み増しし、令和6年度末の残高は、約49億2千万円となっています。

これは、現在、着手している統合小学校建設事業・ごみ処理施設整備事業など、大規模事業への備えとして積み増ししたもので、令和7年度から令和11年度にかけて、計画的に取り崩す予定です。

その結果、令和12年度末の基金残高は、約41億1千万円と試算しております。

今後も市民サービスの向上と事業継続に向け、基金への積み増しに努めてまいります。

## 8. 公債費の推移



※1. 平成19年度から令和6年度までは決算額。令和7年度以降は見込額。

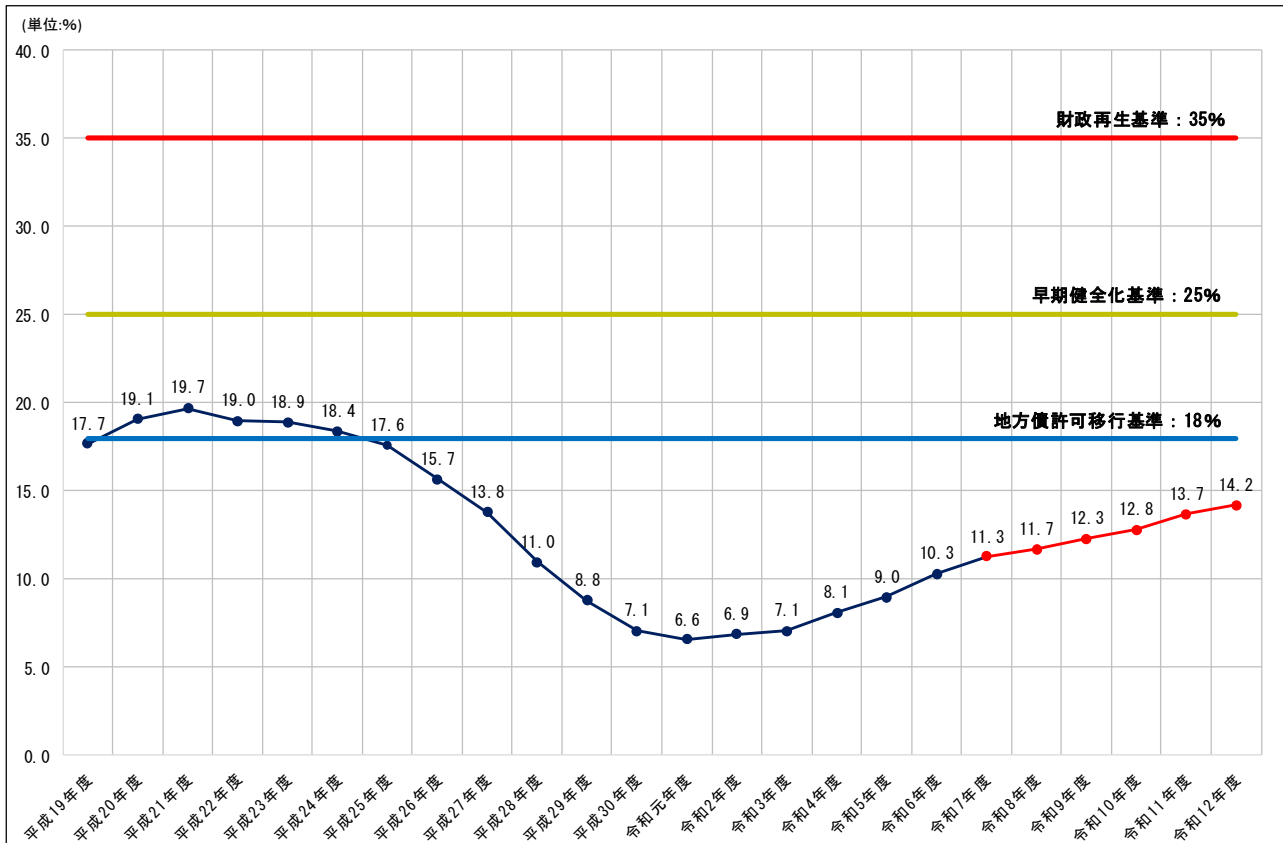
※2. 平成19年度から平成27年度までの数値には、新鶴子ダム建設償還金が含まれています。

公債費については、統合小学校建設事業・ごみ処理施設整備事業など、大規模事業への着手に伴い、地方債発行額が増加するため、公債費も年々増加していくと見込んでおります。

また、現時点では、令和12年度にピーク(19億3千万円)を迎え、令和13年度以降は減少していくものと試算しております。

公債費の管理については、これまで以上に地方債の発行を厳選していく考えです。その上で、地方債発行にあたっては、まず、国・県の補助事業を有効活用することで地方負担額を抑制するとともに、地方交付税措置のある有利な地方債発行を徹底しながら後年度の負担軽減に努めてまいります。

## 9. 実質公債費比率の推移



※平成19年度から令和6年度までは決算額。令和7年度以降は見込額。

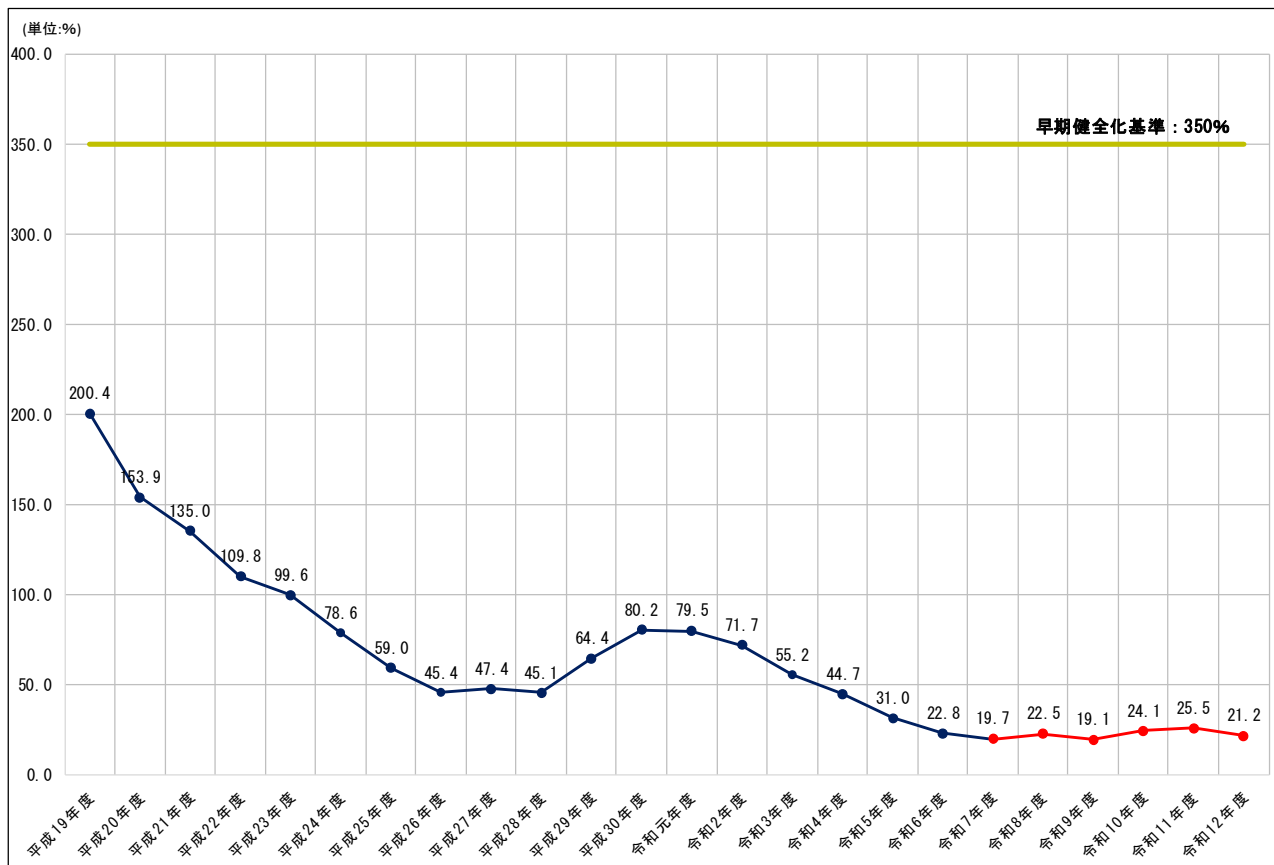
本市の試算では、統合小学校建設事業・ごみ処理施設整備事業など、大規模事業への着手に伴い、令和7年度以降、毎年、数値が上昇していますが、現時点では、令和14年度にピーク(14.7%)を迎え、令和15年度以降は下降していくものと試算しております。

### 《実質公債費比率とは？》

実質公債費比率は、地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるものであり、この比率が18%以上(地方債許可移行基準)の団体は起債に当たり許可が必要になり、25%以上(早期健全化基準)の団体については、一定の地方債の起債が制限され、35%以上(財政再生基準)の団体については、さらにその度合いが高まります。

## 10. 将来負担比率の推移



※平成19年度から令和6年度までは決算額。令和7年度以降は見込額。

本市の試算では、統合小学校建設事業・ごみ処理施設整備事業など、大規模事業への着手に伴い、令和7年度以降、やや数値が上昇していますが、ほぼ横ばいの状態で推移していくと試算しております。

《将来負担比率とは？》

将来負担比率は、地方公共団体の借入金(地方債)など、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

将来負担比率における早期健全化基準については、都道府県及び政令指定都市は400%、市町村(政令指定都市を除く。)は350%となっており、財政再生基準の比率は設定されていません。

## **11. 財政の見通しと今後の取り組み**

今回策定した中期財政計画は、現在の市民サービスを維持しつつ、本市にとって平均的な規模の投資的事業（道路整備や公共施設の改修など）にも取り組んでいくことを前提としています。その上で、「統合小学校建設事業」や「ごみ処理施設整備事業」といった大規模事業に取り組んだ場合、市の財政状況がどのように推移していくのか試算したものです。

試算の結果、実質公債費比率・将来負担比率のいずれについても、国が定める「早期健全化基準」や「財政再生基準」など、注意が必要なレベルには至らないものとなっております。

また、地方債許可移行基準となる「実質公債費比率18%以上」にも至らず、現在の市民サービスを維持できる見通しです。

一方で、大規模事業への着手に伴い、公債費（借金の返済額）が増えていくのは避けられない事実です。そのため、市民の皆様と情報を共有しながら、健全な財政運営に取り組んでいく考えです。

具体的には、市税やふるさと納税をはじめとする自主財源の確保や、事業実施にあたり国や県の補助金を積極的に活用していきます。また、後年度の負担が抑えられるよう地方交付税措置（返済額に対する国からの支援）のある有利な地方債を厳選して発行するほか、基金への積み増し（貯金）にも取り組み、市民サービスの向上と事業の継続を両立できるよう、責任を持って健全な財政運営に取り組んでまいります。